

平成25年度 第2回
評 議 員 会

平成25年6月20日（木）

議 事 録

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

平成25年度 第2回 評議員会 議事録

- 1 開催日時 平成25年6月20日（木）
午後7時00分～午後8時00分
- 2 開催場所 公益財団法人武蔵野市福祉公社 1階 会議室
東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目9番1号
- 3 出席者 評議員総数 5名
出席評議員数 5名
三輪博行 江幡五郎 岩岡由美子
森田邦夫 鈴木省悟

出席理事2名
理事長 長澤博暁
常務理事 福島文昭

出席監事2名
安田大 五十嵐利光
- 4 議長 三輪博行
- 5 決議事項
議案第5号 平成24年度事業報告について
議案第6号 平成24年度決算報告について
議案第7号 定款の一部改正について
- 6 議事の経過の要領及びその結果

定款第19条の定めにより、議長は評議員会会長が当たることとなっているため、三輪博行評議員会会長が議長となり、本評議員会は、定款第20条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げた。

なお、議事録署名人については、議長が森田邦夫評議員と鈴木省悟評議員を指名し、全員異議なく承認され、両人も承諾した。

直ちに、議案の審議に入った。

[決議事項]

(1) 議案第5号 平成24年度事業報告について(議案第6号と一括審議)

(2) 議案第6号 平成24年度決算報告について

三輪議長は、議案第5号及び議案第6号を上程し、両議案は関連があることから、一括して審議することを全評議員に問うたところ、全員異議なく、一括審議となり、事業報告書及び同附属明細書、決算報告書及び同附属明細書等を基に、事務局から両議案の説明があった。

続いて、監査結果について、安田監事より、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項の規定に基づいて作成された監査報告書を基に次のとおり説明があった。

「五十嵐監事とともに平成24年度の理事の職務の執行について、監査を行いました。監査の方法及び内容については、理事及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行についての報告を受けております。そして、平成24年10月23日の中間監査、平成25年5月21日の期末監査において、重要な決算書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法によって、ただいま説明があった事業報告と附属明細書、計算書類その他の会計関係の財産目録等についても監査をしました。

監査の結果として、事業報告及び附属明細書については、法令及び定款に従って、当法人の状況を正しく示しているものと認めました。理事の職務の執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。さらに計算書類につきましても当法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示されていると認めました。重要な後発事象は特にございませぬ。」

議案の説明及び監査報告について、三輪議長が意見、質問を求めたところ、以下のとおり質疑応答があった。

江幡評議員から、以下のことについて質問があった。

- ① 社会活動センターの地域健康クラブにおいて、身体的・精神的なことで活動できなくなった利用者のフォローはどうしているか。
- ② 北町高齢者センターの小規模サービスハウスの利用者はどのような方か。

- ③ 成年後見制度について、高齢者の人数、知的障害者、精神障害者がいるか。
- ④ 在宅介護支援センターの相談では、介護保険に関する相談が四分の一を占めているが、その代表的なものは何か。
- ⑤ 成年後見制度で、弁護士について今年6月から認定を受けた弁護士でないと成年後見人になれないという報道されているが、どうなのか。また、被後見人の財産を横領した弁護士の報道があるが、公社のチェック体制は、どうなっているか。
- ⑥ 平成24年4月の老人福祉法の改正で、老人福祉法32条に2を創設して、後見等に係る体制の整備として、『市町村が、市民後見人の業務を適切に行うため必要な措置を講ずる』となっているが、武蔵野市は行っているか。

この質問について、事務局から、以下の説明があった。

- ① (小野高齢者総合センター管理・社会活動センター担当係長) 普通・元気の方のコースと低体力の方のコースの2コースを設定し対応している他、さらに体力が低下した場合には、高齢者総合センターの体操講座にも、細かく体力に応じた設定があるので、そちらをご案内している。
- ② (上田北町高齢者センター担当係長) 入居者5名の平均年齢は80代半ばで、親族の日常的なかかわりは薄い方や遠方でなかなか関われない状況の方々が入居されております。
- ③ (荒井在宅サービス課長) その内訳は、知的障害が3人、知的・身体障害が1人、精神障害が4人、その他は認知症となっている。
- ④ (荒井在宅サービス課長) 主な内容として、介護保険の更新調査時の相談、介護保険の新規調査時の相談が多く、その他の相談でも、介護保険が優先されることから、介護保険の相談が多くなっている。その内訳としては、ケアマネジャーの紹介、介護保険のサービスの具体的な内容、利用方法等となっている。
- ⑤ (荒井在宅サービス課長) 公社では、運営監視委員会があり、年に2回、5名の運営監視委員により、事業全般について精査してもらっている。
- ⑥ (荒井在宅サービス課長) 現在、社会後見型市民後見人の養成を、東京都がしているが、それは今年度までで、平成26年度からは各市区町村がその責務を負うため、武蔵野市では、それをどう行う

か検討している。

次に、森田評議員から、平成25年度版の事業統計の15ページによると、資金の貸付状況に関して、24年度だけ返済の損害金が出ているが、この理由は何かとの質問があった。

この質問について、事務局（上田北町高齢者センター担当係長及び服部高齢者総合センター長）から、以下の説明があった。

遅延損害金については、市の福祉資金貸付条例上では、本人が亡くなると同時に一括返済することが原則となっている。しかし、本件の場合には特殊事例で、お子さんは4人いたが、4人とも相続放棄した。従って、戸籍調査によって、次の相続人を探し、相続をするかどうかの意思確認に時間がかかった。その後、それもすべて放棄をしたということで、裁判所に相続財産管理人の選任申し立てを行い、管理人が選任され、不動産を売却して、然る後に貸付金を返還し、遅延損害金もあわせて受領した。

続いて、森田評議員より、介護サービス、在宅サービスを提供する場合に、介護側もかなり年齢が高くなっており、人材の確保が大変ではないかと思う。その辺を次年度も含めて、介護を実施する側の人材の確保、教育を頑張りたいとの、要望があった。

その他の質問・意見等は無く、「議案第5号 平成24年度事業報告について」及び「議案第6号 平成24年度決算報告について」の両議案について、議案毎に賛否を諮ったところ、全員異議無く、これら2議案を承認した。

（3）議案第7号 定款の一部改正について

議長は議案第7号を上程し、事務局（中村総務課長）から、平成25年7月1日施行の定款（案）について、次のとおり説明があった。

（事務局説明内容）

【今回の一部改正は、定款第4条の事業に第9号及び第10号を追加するもので、◆『第9号障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業』は、現在本法人が行っている障害者自立支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護事業所の業務において、東京都より定款に『障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業』の文言を入れるよう指導を受けていること及び法改正により障害者総合支援法となったことによるものであること。◆第10号介護人材の育成事業は、東京都訪問

介護員養成研修事業者としての指定を受け実施してきた訪問介護員養成研修が、平成25年度より「介護職員初任者研修事業」に移行され、東京都より、当該事業を行うには、新たに事業所指定を受ける必要があり、その際には、定款に「介護人材の育成事業」の文言があることが必須であるとのことから、介護従事者の養成事業を継続するためのものであること。】

これに対し、評議員から質問・意見等は無く、この賛否を諮ったところ、全員異議無く、これを可決した。

[報告事項]

(1) 武蔵野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会報告書について

事務局（福島事務局長）から、以下の報告を行った。

「武蔵野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会報告書」は、本年3月末の検討委員会より提言がされたもので、福祉資金の貸付制度、リバースモーゲージの見直しと共に、有償在宅福祉サービス事業についても、意見をいただいた。内容は、有償在宅福祉サービス事業について、介護保険制度の導入に伴って、家事援助などの需要が減少しており、同様のサービスは民間でも行っているため、今後継続する必要は低い。一方で認知症高齢者や独居の高齢者の増加により、金銭管理や財産管理等の権利擁護ニーズの増大が顕著であることから、サービスの充実が必要である。これらのことから、結論として、有償在宅福祉サービス事業を廃止し、権利擁護事業を中心とした事業展開をすべきであるとのことであった。

現在、この報告書を受け、公社内部で、新しい新権利擁護事業について詳細な検討を行っている。権利擁護事業と今まで有償在宅福祉サービスで提供してきた身上配慮的サービスを含めた形で、新権利擁護事業について検討を進めている。

今後、7月末を目途に新事業案の策定を予定しており、その後、現利用者や協力員の方々などの意見も伺い、最終的には9月を目途に新事業を決定していきたい。

これに対し、評議員から質問・意見等は無く、報告事項を終了した。

三輪議長は、以上をもって議事の全部の審議を終了した旨を述べ、午後

8時00分閉会を宣し、解散した。

7 議事録作成者 理事長 長 澤 博 暁

以 上

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名がこれに記名押印する。

平成 26 年 7 月 23 日

公益財団法人武蔵野市福祉公社 平成 25 年度第 2 回評議員会

議 長 _____ 三 輪 博 行 _____ ⑩

評議員 _____ 鈴 木 省 悟 _____ ⑩

評議員 _____ 森 田 邦 夫 _____ ⑩